

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について  
～おそれ情報通知に関するお知らせ～

改正建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、建設業者は、その請け負う建設工事について、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、その旨を注文者へ通知（おそれ情報通知）しなければならないこととなりました。県発注工事の落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）となった方は、次の事項に留意してください。

○対象工事

全ての建設工事

○発生するおそれのある事象

- ・ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰※  
(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰
- ・ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰※  
(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

※ 一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれます。

○通知の時期及び方法

落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでの間に、別添の参考様式による通知書にその根拠情報を添えて発注者に提出してください。

○その他

上記通知書を提出しない場合であっても、受注者は、建設工事請負契約約款の規定に基づき、発注者に対して契約変更協議を申し出ることができます。

○適用年月日

令和 7 年 1 月 1 日以降に請負契約を締結する工事から適用します。